

「訪問看護」重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して訪問看護サービスを提供します。
事業所の概要や提供するサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業所の概要

- (1) 名称 訪問看護ステーションまつかぜ
- (2) 所在地 群馬県利根郡昭和村大字糸井1223番地
- (3) 電話番号 0278-22-6153
- (4) サービスの種類 訪問看護 (平成12年4月1日開始)
- (5) 指定事業所番号 群馬県知事指定 第1060690029号(平成12年4月1日指定)
- (6) 管理者氏名 七五三木 裕子
- (7) 事業の目的
事業所の看護師等が、訪問看護の必要性を主治医に認められたご利用者に対し、適正な訪問看護サービスを提供すること。
- (8) 運営方針
- ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。
 - 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (9) 通常の実施地域
沼田市、昭和村、川場村、片品村、みなかみ町、高山村、
渋川市（旧子持村及び旧赤城村）
- (10) 営業日及び営業時間
営業日 月～日曜日（但し、12月30日～1月3日を除く）
営業時間 8:30～17:30

（11）職員の体制

		業務の内容
管 理 者	1名(看護職員と兼務)	業務管理・従業者管理
看 護 職 員	常勤換算2.5名以上	訪問看護の提供、計画書・報告書の作成
理学療法士等	1名以上	訪問リハビリの提供

2. 提供するサービスの主な内容

主治医による訪問看護指示書及び介護支援専門員からの居宅サービス計画に基づき、ご利用者の意向を踏まえた訪問看護計画書を作成し、下記のサービスを提供いたします。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| （1）病状・障害の観察 | （6）ターミナルケア |
| （2）清拭・洗髪等による清潔の保持 | （7）認知症患者の看護 |
| （3）食事及び排泄等日常生活上の世話 | （8）カテーテル等の管理 |
| （4）褥瘡の予防・処置 | （9）療養生活や介護方法の相談及び指導 |
| （5）リハビリテーション | （10）その他医師の指示による医療処置 |

3. 利用料金

別紙参照

4. 利用予定日の訪問前までに利用中止の申し出がなかった場合のキャンセル料

利用予定日の訪問前までに利用中止の申し出がなく、ご利用者の都合によりサービスを提供できなかった場合は、キャンセル料として当日の利用料金（自己負担相当額）をお支払いいただく事があります。ただし、ご利用者の体調不良等、正当な理由がある場合は、この限りではありません。

5. 利用料金のお支払い方法

利用料金は1か月ごとに計算し、翌月の10日過ぎ頃にご請求いたしますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。ただし、お釣りなどの金銭トラブルを防ぐために、原則として金融機関からの自動振替（引落）をお願いしております。

ア. 金融機関口座からの自動振替（引落）

毎月20日（土・日・祝日の場合は翌営業日）に自動引き落としになります。
入金確認まで若干日数を要しますので、領収書発行まで多少のお時間がかかりますがご了承ください。

ご利用できる金融機関：郵便局、利根郡信用金庫、群馬銀行、農協など
群馬県内に本店のある金融機関

☆残高不足などで引き落としが出来なかった場合は、お手数ですが事業所まで
お支払いにお越し下さい（郵便局の場合は、30日に再振替できます）。

イ. 現金によるお支払い

請求月の20日頃までにお支払い下さい。受領確認後、領収書を発行いたします。

6. 緊急時等の対応方法

サービス実施中にご利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医に
連絡し、適切な処置を行います。

7. 事故発生時の対応

ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者家族、ご利用
者に係る居宅介護支援事業者等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は
速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者
の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償を減じる場
合があります。

8. 苦情処理等

ステーションは、提供した指定訪問看護に係るご利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ
適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置します。また、苦情等の内容につ
いて記録します。

9. 虐待防止に関する事項

(1) ステーションは、利用者の人権保護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- ①虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の設備

③その他虐待防止のために必要な措置

- (2) ステーションは、指定訪問看護の提供中に、看護師等又は養護者（ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報いたします。

10. 身体拘束等の原則禁止

- (1) ステーションは、サービス提供にあたっては、ご利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」といいます。）を行いません。
- (2) ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、ご本人またはご家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明をし同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載いたします。

11. 個人情報の保護

- (1) ご利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (2) ステーションが得たご利用者又はその家族の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じてご利用者又はその家族の同意を得させていただきます。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

12. サービスご利用にあたっての留意事項

- (1) サービス提供にあたっては、複数の職員が交替して訪問します。特定の職員を指名されても、対応できない場合がございますので、ご了承下さい。
- (2) 当事業所及び職員に対するお心付けは、一切お断りさせていただいております。
- ① 「前頁2」に定められたサービス以外の業務を事業所及び職員に依頼することはできません。
- ② 当事業所の職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮下さい。
- ③ サービス実施のために必要な備品等（水道・電気・電話等）は使用させていただきます。

1 3. 苦情・要望・相談の受付について

(1) 当事業所における受付

- 窓口担当 七 五 三 木 裕 子
- 電話番号 0 2 7 8 - 2 2 - 6 1 5 3
- 受付時間 月～金曜日 8：30～17：30

(2) その他の苦情やご相談の受付機関

①ご利用者の保険者（市町村）の担当課
電話

②利根沼田保健福祉事務所 地域支援係
電話 2 3 - 2 1 8 5

1 4. 損害賠償について

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご利用者等に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

1 5. サービス利用を終了する場合

利用期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用できますが、仮に下記事項に該当するに至った場合には、当事業所のサービス利用は終了とします。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤事業所が医療保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者等から利用終了の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業所から利用終了を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

（１） ご利用者等からの利用終了の申し出

サービスの利用期間中であっても、利用サービスの全部又は一部を終了することができます。その場合には、希望する利用終了日の14日前までに申し出て下さい。

ただし、以下の場合には、即時に利用サービスの全部又は一部を終了することができます。

- ① 利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本書に定めるサービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が、守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失により、ご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、サービス利用を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２） 事業所からの利用終了の申し出

以下の事項に該当する場合には、利用サービスの全部又は一部を終了させていただくことがあります。

- ① ご利用者等が、利用開始時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果サービス提供を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者等による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者等が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従業者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、サービス提供を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３） 利用の終了に伴う援助

サービス利用が終了する場合には、事業所はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。